

平成30年度事業計画

1 策定基調

我が国の経済は、アベノミクスによる数次の経済対策により名目GDPはプラス成長を続け、企業収益は過去最高の水準となった。また、雇用については、正社員の有効求人倍率も高水準で推移し、デフレからの脱却に向けて大きく進んでいる。さらに、政府はこの経済の成長軌道をより確実なものとするため、最大の課題である少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」を集中的に断行することとしている。

こうした状況の中、我が国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を担うトラック運送業界は、働き方改革を推進し長時間労働の是正・生産性の向上に取り組み、安全かつ環境にやさしいトラック輸送を実現しなければならない。

当協会においては、魅力ある事業の確立に向け、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成、さらには今後のトラック事業の発展を期して、諸活動を積極的に展開していくこととする。

2 重点施策

平成30年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた運賃・料金収受の推進
- (3) 人材確保対策の推進
- (4) 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進
- (5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (6) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (7) 燃料費対策等の推進
- (8) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (9) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (10) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

3 事業計画

- (1) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

(ア) 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の普及

○全ト協が策定した「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」について、セミナー等を通じて、長時間労働の是正等に関する目標や働き方改革の実現

に向けて取り組む事項など、アクションプランの普及・促進を図る。

(イ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の的確な運営

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」について、行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の的確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを支援する。

(ウ) 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- これまでのパイロット事業の実施を踏まえ、引き続き荷主とトラック運送事業者の連携における生産性向上に向けた取り組みを実施する。

(エ) 賃金・労働環境の現状把握を図りつつ、労働基準法の改正への適切な対応

- トラックドライバー等の賃金や労働実態を把握し、労働時間法制の現状を踏まえ、諸施策や要望活動等に対応する。
- 労働関係法令改正について、最新の情報を収集するとともに、その内容やとるべき対応について会員事業者に正確な情報提供を行う。

(2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた運賃・料金収受の推進

(ア) 標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着

- 運賃の料金の区別や附帯作業の内容が明確化された標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、会員事業者及び荷主に対して更なる周知を行い、普及・定着を図る。

(イ) 原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受

- 全ト協と連携を図り、適正な運賃・料金のあり方及びその収受に向けての方策について検討を行う。
- 原価意識の強化及び適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催するとともに個別企業に対する経営診断助成を行う。

(3) 人材確保対策の推進

(ア) 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- インターンシップ登録サイトの活用とインターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、就活イベントへの参加や高等学校等への周知活動を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- 新運転免許制度施行に伴い、準中型免許取得、普通免許限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。また、継続して、大型・中型免許等の取得助成を行う。

(イ) 女性、高齢者の採用等少子高齢化に対応した労働力確保及び育成・定着対策の推進

- 若年者、女性及び高齢者の採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを

作成し、人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図る。

- 女性ドライバーの雇用促進に向けた働き方、労働条件、職場環境整備等女性が働きやすい職場にするための改善策を検討する。

(ウ) 事業後継者等の育成

- 事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業の実施、他業界等の青年組織との意見交換を行うとともに、社会貢献活動に取り組む。
- 優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校の講座受講を促進・助成を行う。

(エ) 人材確保に係る現状及び将来等の検証並びに業界として積極的な広報活動の展開

- トラック運送業界における人材確保の現状把握及び将来動向等について把握・分析し、その課題や問題点を抽出し検証する。また、特に女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(4) 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進

◇交通事故防止対策

(ア) 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を削減するための各種施策を積極的に推進し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- 定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

(イ) 安全意識の高揚、運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト、SDラリーコンテストを継続実施する。

(ウ) 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策の啓発

- 「交差点事故防止マニュアル」、「トラック追突事故防止マニュアル」、「ドライブレコーダー活用マニュアル」等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。
- 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について実施体制の強化を図る。
- ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の対象施設の拡充を図り、より充実した安全教育訓練の実施を促進する。
- 効果的な映像を活用するなど交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図り、危険予知訓練（KYT）の取組みを促進する。

(エ) 安全対策機器の普及促進

- ドライブレコーダをはじめとした衝突被害軽減ブレーキ装置、後方視野等確認支援装置、アルコールインターロックなど安全対策機器の導入を助成し、積極的な普及・促進を図る。
- (オ) 運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成を行う。
- (カ) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大
 - 運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進する。
- (キ) 駐車問題見直しへの対応
 - 貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。
- ◇労働対策
- (ア) 過労死等防止対策の推進
 - 平成29年度に策定した「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- (イ) 健康状態に起因する事故防止対策と定期健康診断の受診促進及びメンタルヘルス対策の推進
 - 健康状態に起因する事故防止のため、「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策や定期健康診断の受診に対する助成を継続して行う。また、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。
 - 脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行う。
- (ウ) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策及び新型インフルエンザ対策の推進
 - ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。
 - 新型インフルエンザ等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が的確かつ迅速にできるよう訓練の実施に努める。
- (エ) 労働災害防止の推進
 - 陸運労災防止協会と連携し、第13次労働災害防止計画を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。
 - 安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対して労災事故防止に関する協力を求める。
- (オ) 荷役の責任の所在に係る契約上の対策の推進
 - トラック運送事業者の指示が及びにくい荷主の庭先での荷役作業について、責任の所在の明確化に向けて、基本契約や書面化の対応を推進する。
- (カ) 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの確保・拡充
 - ドライバーが計画通り運行し、安心して休息を確保できるよう、駐車スペースの整備・拡充について、全ト協と連携し関係機関に対する要望を

行う。

◇環境・省エネ対策

(ア) 環境・省エネ対策の推進及び啓発

- トラック運送業界における環境・省エネ対策を積極的、かつ継続的に推進・啓発することにより社会との共生を図る。
- 環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。
- 安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

(イ) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

- 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。
- アイドリングストップ支援機器（エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）導入助成事業を促進する。
- エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

(ウ) NGV等環境対応車の普及促進

- 環境対応車であるNGV及びハイブリッド車の導入を促進するため、導入のための助成事業を行う。
- NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。
- 環境保全とエネルギーセキュリティ等の観点から、利用しやすい圧縮天然ガススタンド設置に対する助成を行う。

(エ) 「グリーン経営認証制度」の普及促進を図る。

(5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続及び割引制度の充実及び更なる高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

(ア) 大口・多頻度割引最大50%継続及び更なる割引制度の充実

- 高速道路の利用をさらに促進するため、大口・多頻度割引最大50%の継続及び長距離逓減制の割引及び深夜割引等の拡充など更なる割引制度の充実に向けて、政府与党や関係機関に対して、要望活動を展開する。

(イ) 高速道路における安全対策の推進及び渋滞対策の推進

- 輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、高速道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消ほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策に係る政府与党や関係機関に対して、要望活動を展開する。

(ウ) ETC2.0を活用した物流対策

- ETC 2.0の普及促進を図るため、ETC 2.0を活用した「車両運行管理支援サービス」の周知等各種物流対策の充実に向けた対応を図る。

(6)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(ア)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府与党等に対して、要望・陳情活動を積極的に展開する。
また、営業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく要望・陳情活動を展開していく。

(イ)軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

- 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、政府与党等に対して、要望・陳情活動を展開していく。

(7)燃料費対策等の推進

(ア)燃料サーチャージ導入の積極的な推進

- 燃料サーチャージガイドラインを周知するなど、導入を促進する。

(イ)自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- 自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。
- 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

(ウ)アイドリングストップの徹底

- CO₂削減、燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

(エ)石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

- 軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

(オ)近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

- 物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。
- 信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

(8)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

(ア)適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及

び地方評議委員会の適切な運営

- 適正化事業指導員の専任化、巡回率向上を図るための指導体制の強化を図り、また、地方評議委員会の適切な運営に努める。
 - 運輸局・運輸支局との連携の強化を図る。
- (イ) 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進
- 巡回指導については、新規事業者、総合評価が低い事業者等、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導を行うとともに車両制限令違反情報のあった事業者に対する荷主情報の聴取等を試行的に実施する。
 - 巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。
 - 悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、運輸局等との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動と連携し、指導する。
 - 事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。
- (ウ) 社会保険等の未加入事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進
- 巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。
- (エ) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上
- 全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。
 - 適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。
 - 運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。
- (オ) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開
- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し円滑な推進を図る。
 - 荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。
 - 長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

- Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。
- Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- (カ) 特殊車両通行許可制度の遵守の徹底
 - 特殊車両にかかる法令遵守等を図るため、許可条件違反への対応等関係法令改正について関係行政機関と連携し、講習会を実施する。
- (キ) 車両及び道路通行等諸規制の緩和要望の推進
 - 車両制限令及び特車申請の運用のあり方等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、関係行政機関等に対して適宜要望を行う。

(9) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

- 大規模災害時における営業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの震災対応を踏まえ、物流専門家の育成など緊急物資輸送体制の確立を図る。
- 緊急救援物資を的確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を行う。

(10) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

- (ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上
 - 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図るため、広報媒体を活用し業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。
 - 引越基本講習と引越管理者講習を開催して、引越約款や法令等の周知徹底を図る。
- (イ) 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進
 - 業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。
 - 情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。
- (ウ) 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進
 - 10月9日「トラックの日」を中心に一般紙、ラジオ特別放送等各種メディアを活用し広報活動を展開する。
- (エ) トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

- 重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。
- 荷主等に対し適正運賃収受をはじめとした適正取引推進及び安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。
- 新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

(11) その他

(ア) 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

- 補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館の施設運営及び維持管理に努める。

(イ) 全ト協と情報共有化対策の推進及び連携体制の整備

- 会議や研修等を効率的に実施するため、全ト協と連携し、テレビ会議システムを積極的に活用する。

(ウ) 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

- 効率的な組織運営を目指すとともに、諸課題や業界要望の理論武装構築が可能な事務局体制の強化に努めるほか、新規に採用された若手職員等に対して、職員として必要な能力を身につけるための研修を実施する。
- 業界の諸問題等に迅速かつ的確に対応をするため、各委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて新たな部会組織等の設置を検討する。

(エ) 関係機関の受託業務等の推進

- 陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。
- 全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う営業用トラックの安全運行の確保等を図る。
- 運行管理者試験センターが実施する運行管理者試験に係る業務に協力をする。

(オ) 庶務関係事項

- 本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。